

国住備第 1 2 2 号
国住指第 3 3 7 6 号
平成 1 8 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 建築主務部長 殿
各政令指定都市 建築主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

建 築 指 導 課 長

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の対象区域となる地域住宅計画等における住宅耐震改修に関する補助事業の要件について

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除においては、対象区域となる地域住宅計画等に関して、「特別控除の適用を受ける者について、補助金の額の算定に当たり、当該特別控除の額を差し引くこととしていること^(注)」等が要件とされていますが、この要件の考え方について下記のとおりお示しします。

都道府県におかれましては、貴管内市区町村（政令指定市を除く。）に対してもこの通知を周知していただくようお願いいたします。

（注）以下の省令及び通知参照

- ・租税特別措置法施行規則第 1 9 条の 1 1 の 2 第 1 項第 3 号
- ・「租税特別措置法第 4 1 条の 1 9 の 2 第 2 項の規定に基づく住宅耐震改修証明書について（平成 1 8 年 4 月 1 日付け国住備第 1 2 1 号・国住指第 3 3 7 5 号。以下「証明書通知」という。）」

記

1 証明書通知の 3（1）の注（iii）の要件について

各地方公共団体が定めている住宅耐震改修に関する補助事業の交付要綱等において、住宅

耐震改修をした者に対する助成額を「補助金の額」及び「所得税額の特別控除の額」の合計額と規定した上で、助成額の交付に当たっては、あらかじめ当該特別控除の額を差し引き、「補助金の額」のみを交付する旨を規定している場合も、証明書通知の３（１）の注（iii）の要件を満たすことになります。

当該要件を満たす住宅耐震改修に関する補助事業の交付要綱等の規定例を以下に示しますので、これを参考に交付要綱等の改正等の措置を講じて下さい。

<交付要綱等の規定例>

【定額による補助を実施している場合】

（補助金の交付額等）

第〇条 住宅耐震改修に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 a 万円（ただし、住宅耐震改修に要した費用が a 万円を下回る場合は当該費用の額）

（注）a の額は地方公共団体が設定。低額所得者、高齢者等について a の額を高く設定することも可能。

- 二 租税特別措置法第４１条の１９の２に規定する所得税額の特別控除の額

２ 助成額の交付に当たっては、あらかじめ前項第二号の額を差し引いて、同項第一号の額を交付するものとする。

【定率による補助を実施している場合】

（補助金の交付額等）

第〇条 住宅耐震改修に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

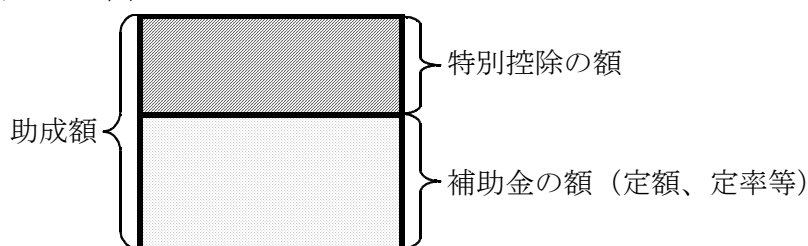
- 一 住宅耐震改修に要した費用の額の b %（ただし、当該額が c 万円を超える場合は c 万円）

（注）b の率及び c の額は地方公共団体が設定。低額所得者、高齢者等について b の率又は c の額を高く設定することも可能。

- 二 租税特別措置法第４１条の１９の２に規定する所得税額の特別控除の額

２ 助成額の交付に当たっては、あらかじめ前項第二号の額を差し引いて、同項第一号の額を交付するものとする。

<イメージ図>



※地方公共団体は、助成額のうち、あらかじめ「特別控除の額」を差し引き、「補助金の額」のみを交付。

※住宅耐震改修をした者は、確定申告により「特別控除の額」について、

その年の所得税額から還付を受けることが可能。

2 証明書通知の3（2）の注（ii）の要件について

1と同様、各地方公共団体が定めている住宅耐震改修に関する補助事業の交付要綱等において、住宅耐震改修をした者に対する助成額を「補助金の額」及び「所得税額の特別控除の額」の合計額と規定した上で、助成額の交付に当たっては、あらかじめ当該特別控除の額を差し引き、「補助金の額」のみを交付する旨を規定している場合も、証明書通知の3（2）の注（ii）の要件を満たすことになります。

当該要件を満たす住宅耐震改修に関する補助事業の交付要綱等の規定例を以下に示しますので、これを参考に交付要綱等の改正等の措置を講じて下さい。

なお、証明書通知の3（2）の計画においては、住宅・建築物耐震改修等事業による国の補助金を受けて行う住宅耐震改修に関する補助事業を定めることとなりますが、当該事業において、戸建て住宅に対する補助率は住宅耐震改修に要した費用の15.2%（国7.6%、地方公共団体7.6%）とされていますので、以下の規定例では15.2%の定率による補助の場合を示しています。

<交付要綱等の規定例>

（補助金の交付額等）

第〇条 住宅耐震改修に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 住宅耐震改修に要した費用の額の15.2%

二 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第二号の額を差し引いて、同項第一号の額を交付するものとする。

3 証明書通知の3（3）の注（ii）の要件について

1及び2と同様、各地方公共団体が定めている住宅耐震改修に関する補助事業の交付要綱等において、住宅耐震改修をした者に対する助成額を「補助金の額」及び「所得税額の特別控除の額」の合計額と規定した上で、助成額の交付に当たっては、あらかじめ当該特別控除の額を差し引き、「補助金の額」のみを交付する旨を規定している場合も、証明書通知の3（3）の注（ii）の要件を満たすことになります。

1及び2で示した住宅耐震改修に関する補助事業の交付要綱等の規定例を参考に交付要綱等の改正等の措置を講じて下さい。